

京都府立図書館 サービス計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 3 月



京都府立図書館

目次

■	これまでの経緯と現在の状況	1
■	京都府立図書館 基本方針	2
■	京都府立図書館サービス計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	3
I	府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します	
1	府内の各図書館とのネットワークの強化	3
2	市町村立図書館等への支援	3
3	学校支援の充実	4
4	子ども読書活動の支援	4
II	多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます	
5	多様な資料の収集・整理・提供	6
6	十分な収蔵空間の確保による資料の適格な保存	6
7	資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信	7
8	電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどへの展開	7
9	所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実	8
10	来館者への貸出サービス等の充実	8
11	非来館サービスの充実	8
12	障害者サービス等の拡充	9
13	「歴史ある府立図書館」の演出	9
14	入りやすく利用しやすい空間の構成	10
15	職員の育成	10

Ⅲ 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

16 「知的な交流の場」の創設	11
17 府立図書館の見える化の推進	11
18 各種講座の実施と情報発信	12
19 行政支援サービスの推進による府民への貢献	12
20 サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦	12

■ 計画の期間

13

■ 計画の着実な推進に向けて

計画の具体化	13
計画の進捗状況の評価	13

資料1 計画の策定経過

(1) 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議	14
(2) 府立図書館に関するアンケート結果	14

資料2 京都府立図書館資料収集方針

19

■ これまでの経緯と現在の状況

京都府立図書館は日本で最初の公立の図書館である「集書院」を源流とし、明治31年（1898）に京都御苑内に設立され、明治42年（1909）に現在の岡崎の地に移転して以来、百年を超える長い歴史と伝統を刻んできました。

平成7年（1995）に京都府社会教育委員会議から市町村立図書館との役割分担を打ち出した「生涯学習社会を展望する京都府の図書館の在り方について」の提言を受け、平成13年（2001）には明治の雰囲気を残した現在の建物で、「京都府立図書館の運営基本方針」に基づく運営を開始しました。

平成24年度にはこの方針を見直すとともに、平成27年度までを計画期間とする「京都府立図書館サービス計画」を策定しました。見直し後の運営基本方針は、①府内の図書館サービスの中核的図書館 ②府民の多様な活動を支援する図書館 ③情報化社会の進展に対応する図書館 ④京都から情報を発信する図書館 の4本の柱からなり、特に市町村支援と調査研究支援を中心とした取組を進めてきました。

かつて認識されていた「図書館像」は、その普及発展期に形成された貸出サービス中心のものです。いま府立図書館はじめ各図書館は、社会の要請や利用者の求めに応じて、地域の実情に即した新しい形のサービス運営に努めています。さらに、ICTの発展による情報の形態の多様化と、書籍をめぐる状況の激変のなかで、図書館も新たな役割を模索していかなければなりません。

また、京都が大学の集積地であること、世界的な観光地へ本格的に脱皮しようとする状況を踏まえたとき、当館が現在、文化施設が集まる「岡崎」の地に位置することを活かす努力と工夫が求められています。

「京都府立図書館基本方針」は、これらの経緯と現状認識のもと、平成27年6月から開催された「府立図書館サービスの充実に向けた検討会議」や府民アンケートから得られた御意見を踏まえ、従前からの市町村支援機能と調査研究支援機能を大事にしながらも新たな要素を加えて策定したものです。

さらに、この基本方針を踏まえて、府民からより期待される存在となるため、平成28年度から5年間の「京都府立図書館サービス計画」を策定しました。

京都府立図書館 基本方針

図書館は、人々が知的で創造的な人生をおくるため、人類の知的遺産である出版物を中心とした文化資源を適切に収集・保存し、活用・発信する場です。

京都府立図書館は、この理念を踏まえ、変化の激しい社会において、新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指します。

I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

各公立図書館・学校図書館等の活動を支援しつつ、各館と協力することによって、府内の図書館サービスを充実させます。また、府民に的確に情報を提供するため、各公立図書館・学校図書館等と大学図書館等をつなぎ、府内の各種図書館のハブとしての機能を果たします。

II 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

府立図書館の役割に応じた選書を行いつつ、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、様々な情報を求める人々が利用しやすい図書館サービスを提供し、高度な知的要求に応えます。さらに 100 年を超える府立図書館の歴史と文化施設が集中する岡崎という立地を最大限に活かします。

III 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

多様な議論を展開しながら新たな情報を創造していく場を設定し、提供することにより、各機関・団体と連携し、様々な課題の解決につながる調査研究を支援します。あわせて、その成果を発信する拠点となり、こうした活動が各地で展開されるよう働きかけます。これらを通じて、京都の文化の創造と府内各地域の活性化に寄与します。

京都府立図書館サービス計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

1 府内の各図書館とのネットワークの強化

府立図書館は、京都府内の公立・大学・学校などの各図書館のハブとして、府内各図書館が所蔵している資料を一括して検索できる京都府図書館総合目録ネットワークシステム (K-Libnet) を管理・運用するとともに、資料と情報を運ぶ連絡協力車をシステムと連動させて効率的に運行しています。

今後も、総合目録ネットワークシステム (K-Libnet) を着実に運用するとともに、大学・企業などとの共同研究等を通じて利便性の向上を図り、より効率的に資料と情報を府内全域で共有できるように工夫します。

- (1) 総合目録ネットワークシステム (K-Libnet) の確実な運用と加盟機関の拡大
- (2) 府内各大学との相互貸借の促進
- (3) 共同研究等を通じたシステム改善と利便性の向上
- (4) 府内の図書館との物流改善
- (5) 職員の府内各機関巡回の維持・拡充

2 市町村立図書館等への支援

府民に身近な市町村立図書館等への支援を行うことによって、府立図書館は府民サービスの向上を達成することができます。

府と市町村の役割分担に基づいた資料を充実させ、市町村立図書館の支援を行います。また、図書館運営にかかる情報を積極的に収集し提供するとともに、社会や技術の最新の動向を踏まえた研修を実施します。

さらに、市町村立図書館のレファレンス (※) 機能充実に向けて、一層の助言や事例の蓄積、研修等を行い、図書館にかかる多様な展示やイベントの協働実施にも積極的に取り組みます。

- (6) 市町村立図書館支援のための資料の充実
- (7) 図書館運営にかかる情報の積極的な収集と提供
- (8) 市町村立図書館職員等へのより充実した研修の実施
- (9) 市町村立図書館のレファレンス機能充実への支援強化
- (10) 各機関で協働した展示・イベントの開催

※レファレンス

レファレンス（reference、参考調査）とは、調べものや探しものの相談等に対して必要な情報や資料を探す手助けをしたり、情報や資料を提供したりする業務です。

3 学校支援の充実

子どもたちが、生涯にわたり、自ら調べ、課題を解決する力を身につけるためには、早い段階から各種の図書館等を活用して的確に情報を収集する習慣をつけることが有効です。

そのため、府立図書館では、児童・生徒の来館型調べ学習や学生の調査研究を積極的に受け入れるとともに、学校図書館運営のための支援を充実します。また、各学校に資料をまとめて提供している学校支援セット等についても、より活用していただけるよう仕組みを改善します。特別支援学校についても、資料や情報の提供など支援を強化します。

- (11) 児童・生徒の調べ学習や学生の調査研究の積極的な受け入れ
- (12) 学校図書館運営のための支援の充実
- (13) 学校支援セット等の資料の充実と提供方法等の改善
- (14) 特別支援学校への資料や情報提供などの支援強化

4 子ども読書活動の支援

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）に、子どもの読書活動を推進することは地方自治体の責務として明示されています。そのため、府立図書館では、児童サービス等に関する情報を、あらためて集積・発信することとします。

経常的な情報収集と発信に加え、従来から実施している「子ども読書本のしおりコンテスト」等の事業を推進するとともに、子ども読書活動に関するワークショップや、多様な講師を招聘した研修等を実施します。

- (15) 児童サービス等に関する情報の集積と発信
- (16) 子ども読書本のしおりコンテスト等の事業推進
- (17) 子ども読書活動に関するワークショップ等の実施
- (18) 多様な講師を招聘した研修の実施

〈主な評価指標〉

項 目	26 年度実績	数値指標
総合目録ネットワークシステム加盟機関 (府内全市町村・府立機関・大学など)	30 機関	80 機関
年間貸出冊数 (個人貸出・学校支援セット貸出・機関貸出)	247,284 冊	270,000 冊
年間の市町村立図書館職員等への研修回数	12 回	15 回

Ⅱ 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

5 多様な資料の収集・整理・提供

図書館の根幹は、取り扱っている資料と情報です。そのため、府立図書館資料収集方針（平成28年3月改正）に基づいて、多様な形態の資料を積極的に収集します。

また、利用者が的確に資料や情報を発見できるよう、目録データを着実に作成・蓄積するとともに、所蔵資料数に比して限られている開架スペースに、利用頻度や資料構成を考えた配架を行うよう取り組みます。

- (19) 収集方針にそった多様な形態の資料の積極的な収集
- (20) 目録・検索機能の向上
- (21) 限られた開架スペースへの配架の工夫

6 十分な収蔵空間の確保による資料の的確な保存

府立図書館の最大収蔵数は150万点で設計されていますが、平成27年度末で収蔵量は約120万点に達しています。当館は原則として所蔵資料を永久に保存するという保存センターの役目を担っているため、将来を見越した収蔵量を確保することは喫緊の課題となっています。

一方、資料の適切な保存や、良好な書庫環境の維持に努めるとともに、府内の図書館等で所蔵する点数が1点になり、かつ今後の利用が見込まれる資料については、責任をもって保存するため、的確に把握・移管できる取り組みを行います。

- (22) 保存センターの役目を担う図書館としての収蔵量の確保
- (23) 資料の適切な保存と良好な書庫環境の維持
- (24) 府内1冊所蔵図書の的確な把握・移管

7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信

図書館はだれもが気軽に利用できる施設です。そのため、府立総合資料館・京都文化博物館をはじめ、府内の資料館・博物館・大学等の関連施設と連携を強化し、京都や日本の文化資源に関する情報発信のハブとなります。

また、岡崎地区の文化施設との連携をますます強化し、相乗効果によって府立図書館の魅力を増進させます。

- (25) 府立総合資料館との連携の強化
- (26) 博物館等の関連施設との連携の強化
- (27) 大学等との連携の強化
- (28) 近隣文化施設との連携の強化
- (29) 府内各大学との相互貸借の促進（2再掲）

8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどへの展開

情報流通の主要な部分が紙媒体から電子媒体に切り替わりつつあり、端末環境も多様化するなかで、図書館としても新たなサービスに取り組むことは重要な課題です。

国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」をはじめ、利便性の高い各種データベースの提供を促進します。

また、プラットフォーム・コンテンツ等の動向を踏まえた電子書籍の導入を行うとともに、価値ある資料については、積極的なデジタルアーカイブ化と発信を行います。デジタルアーカイブの発信にあたっては、原則オープンデータでの提供を行います。

- (30) 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の充実
- (31) 利便性の高い各種データベースの提供の促進
- (32) 電子書籍の動向を踏まえた導入
- (33) 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信

9 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実

府立図書館が取り扱う資料や情報をより活用していただくため、資料や情報を利用者の求めに応じて紹介するレファレンス能力の向上を図るとともに、サービス内容の周知と利用促進を行います。また、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」へ調査成果を積極的に登録し、成果を広く共有します。

さらに、多様な本や情報に出会える館内展示を展開し、テーマ別資料リストや調べ案内の充実を行い、その成果をオープンデータで公開していきます。

- (34) 職員のレファレンス能力の向上
- (35) レファレンスサービスの周知と利用促進
- (36) レファレンス協同データベースへの積極的な登録
- (37) 多様な本や情報に出会える館内展示の展開
- (38) テーマ別資料リストや調べ案内の充実とオープンデータでの公開

10 来館者への貸出サービス等の充実

府民の幅広い調査研究の要求に応えるため、直接来館された方への貸出サービスについても、特に返却時の利便性を中心に改善します。

同時に、来館者が求める資料や情報を得られるよう、カウンターサービスをより一層向上すべく、職員の研修等を行います。

- (39) 貸出・返却時の利便性改善
- (40) カウンターサービスのより一層の向上

11 非来館サービスの充実

府立図書館は府内全域への均質なサービスを実施することを目標としています。そのため、電話や手紙によるレファレンスやインターネットからの各種手続き等、非来館サービスの周知と利用の促進を行います。

また、ホームページに掲載する図書館サービスに関する情報を利用者視点から見直します。

- (41) 各種の非来館サービスの周知と利用促進
- (42) ホームページに掲載する情報の充実

12 障害者サービス等の拡充

府立図書館では、従来から障害者サービス等の充実に努めてきましたが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)が平成28年4月から施行されることにあわせ、各種ガイドラインへの適切な対応をより徹底します。

また、印刷物を読むことが困難な人々のために、大活字本やデジタル録音図書であるデージー図書(※)などの充実に努めます。

- (43) 大活字本やデージー・マルチメディアデージー図書などの充実
- (44) 障害者差別解消法に基づく各種ガイドラインへの適切な対応
- (45) 特別支援学校への資料や情報提供などの支援強化 (14再掲)

※デージー図書

デージー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障害者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格を指します。共通のフォーマットで作成されることで様々な環境での利用が可能となっています。また、文字・音声・画像を同時に再生できるように作成したものがマルチメディアデージー図書です。

13 「歴史ある府立図書館」の演出

府立図書館は、明治5年に開館した集書院を源流とし、明治31年に京都御苑内に設立、明治42年に現在地に移転しました。近代図書館の祖ともいえるべき存在で、その軌跡は日本の近代学知の動向とも重なるなど、特筆すべき歴史を持っています。

そこで、かつて集書院の天井画として飾られていた「鳳凰図」を修復・展示し、京都を一望できる「吉田初三郎鳥瞰図」を活用するなど、歴史ある図書館であることを演出します。

これらの館内の整備によって、府立図書館の特徴を明示し、府民や観光客に歴史と文化を味わっていただくことを目指します。

- (46) 鳳凰図 (集書院天井画) の活用促進
- (47) 旧館家具・建設具材等を活用した空間演出
- (48) 府立総合資料館との連携による古典籍の複製等の展示
- (49) 吉田初三郎鳥瞰図を活用した京都案内

14 入りやすく利用しやすい空間の構成

近年、積極的な観光振興策がとられている岡崎地区の施設のひとつとして、府立図書館も新たな取組を行います。

敷地からエントランス、館内各階への誘導動線を改良し、総合案内窓口を設置するなど、来館者が求める資料や情報をスムーズに得られるよう案内します。

さらに、立地を活かした屋外空間の活用についても、周辺の状態を勘案しつつ、柔軟な発想をもって検討し、岡崎地区や京都での回遊先のひとつとして府立図書館が位置づけられるよう工夫します。

(50) 来館者の目的に応じた資料や情報への的確な誘導

(51) 岡崎地区での立地を活かした屋外空間の活用

15 職員の育成

適切な組織・施設運営を行いつつ、資料や情報を利用者と結びつけていくためには職員の力量が必要です。

そのため、研修・研究会等への職員の積極的な参加を促し、その成果のフィードバックにより、図書館サービスの充実に結びつけます。

また、自主研鑽を奨励するとともに、その活動についても図書館として積極的に紹介していくことを通じて、職務・職能についての意識を高めます。

(52) 研修・研究会等への積極的な参加

(53) 職員の自主研鑽の奨励や活動の紹介

〈主な評価指標〉

項目	26年度実績	数値指標
年間の資料収集点数 (図書・逐次刊行物・ マルチメディア・電子資料等)	収集図書 21,518 冊 逐次刊行物 400 点	20,000 点
年間の展示回数 (図書資料展示・企画展示)	34 回	40 回
年間の来館者数	284,080 人 平成 25 年度実績 (26 年度は機器故障)	300,000 人
年間のデータベース利用者数 (新聞・論文・国会図書館のデータベースなど)	2,504 人	3,000 人

Ⅲ 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

16 「知的な交流の場」の創設

これからの図書館は、資料・情報を提供するだけでなく、人と人との交流を通じて新しい知見が生み出される場になることが求められています。

府立図書館では、2階フロアを改修し、多様な人々が互いに学び合い、対話・議論を行うことができる「知的な交流の場」を設置します。また、議論を促進する役割を果たせるような職員の育成に努めます。

この場では、NPOや自己学習グループなどのコミュニティ、各大学のゼミ等、他の機関や団体との連携による交流を推進し、多くの人が集い、未来志向で議論し発表する場として展開します。

これらの取組を通じて、府立図書館は、京都で活動する様々な個人や団体をつなぎ、課題を解決する拠点となります。

- (54) 2階フロアの改修による議論しやすい「知的な交流の場」の設置
- (55) ファシリテーターとなる職員の育成
- (56) フューチャーセンター(※)や発表の場としての機能展開
- (57) NPO等他の機関や団体との連携による交流企画の推進

※フューチャーセンター

フューチャーセンター (future center) とは、中長期的な課題の解決や新たな知の創造を目指して、様々な関係者を幅広く集め、対話を通じて新たなアイデアや問題の解決手段を見つけ出すための機能です。

17 府立図書館の見える化の推進

府立図書館の存在が認知され、そのサービスを府民が最大限活用できるよう、使命と役割を周知するとともに、さらに取り組んでいる各種事業を効果的に打ち出していきます。

そのためにも、多様な端末環境に対応するとともに、SNS等の様々な広報媒体の活用により府民の接触機会を拡大し、府立図書館の「見える化」を推進します。

- (58) 府立図書館のミッションの周知と事業の効果的な打ち出し
- (59) SNS等の多様な広報媒体の活用

18 各種講座の実施と情報発信

府民や利用者に多様な情報を提供するとともに、図書館の活用を促すため、資料と情報をめぐる各種講座を開催します。研究者・団体等と連携した講座についても、より充実した展開を図ります。

- (60) 書籍と情報をめぐる多様な講座の開催
- (61) 研究者・団体等と連携した各種講座の展開

19 行政支援サービスの推進による府民への貢献

行政機関が、課題解決に向けた施策を企画立案するためには、的確で幅広い情報を入手することが必要です。

このため、府立図書館では、行政機関向けにレファレンスサービスや複写サービスを行うとともに、要請に応じて資料配送を実施します。

これを通じて府民への新たな貢献を目指します。

- (62) 行政機関向けレファレンスサービス・複写サービスの実施
- (63) 府庁への資料配送の開始

20 サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦

以上の各事業にとどまらず、さらに、府立図書館は、常に斬新なサービスに挑戦していきます。

職員と図書館活動に関心のある外部の団体・個人によるサービスデザインチームを設置し、各人の知識・経験・発想を持ち寄り、実験的なサービスや新しい事業に取り組みます。その成果を広く公開し、波及させることで、新事業の芽をつくっていきます。

これらを通じて、図書館の新たな可能性を切り拓きます。

- (64) 外部の力を活用したサービスデザインチームの設置

〈主な評価指標〉

項 目	26 年度実績	数値指標
年間の講座・講演等 (単独企画・連携企画・館内見学会等を含む)	講演会 4 回 活用講座 10 回 館内見学会 13 回	30 回

■ 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

■ 計画の着実な推進に向けて

計画の具体化

京都府立図書館サービス計画は、今後 5 年間の府立図書館の取組の方向性を示すものです。

このため、個別の取組内容や実施時期に関しては、本計画を基本としながら、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、毎年度掲げる「事業計画」により重点化と具体化を図ります。

【参考：図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文科省告示）】

第二一一一―1―（一）（別項により都道府県立図書館に準用）

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

計画の進捗状況の評価

図書館法第 7 条の 3 の規定により、図書館は、その運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

この評価に当たっては、外部有識者の知見を活用する仕組みとして、図書館協議会を新たに設置し、府立図書館による内部評価と外部有識者による外部評価を両輪として計画の進捗状況について毎年度点検を行います。

これにより、府立図書館の運営の改善を図り、府内の図書館サービスの向上に努めてまいります。

【参考：図書館法】

第 7 条の 3（運営の状況に関する評価等）

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

資料1 計画の策定経過

(1) 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

京都府立図書館基本方針及び京都府立図書館サービス計画を策定するに当たり、専門的見地からの意見を聴取するため、外部有識者による検討会議を設置しました。

<検討会議委員>

氏名	所属・役職等
明致 親吾	京都CSR推進協議会会長
大槻 政美	京田辺市立中央図書館長
小川 雅史	京都府立南陽高等学校長
桂 まに子	京都女子大学 専任講師
清水 清	大山崎町教育委員会教育長
千賀 彰子	舞鶴市立志楽小学校長
千歳 則雄	元滋賀県野洲市立図書館長
富永 敦子	井戸端サイエンス工房
内藤 千鶴	亀岡市立図書館中央館長
原田 隆史	同志社大学 教授 【座長】

五十音順／敬称略

<開催経過>

開催日	協議内容
平成27年6月19日	今後のサービス計画策定の視点について
平成27年9月1日	基本方針（仮）素案について（協議） サービス計画の方向性について（協議）
平成27年10月28日	基本方針案について（協議） サービス計画案について（協議）
平成28年1月26日	基本方針案について（協議） サービス計画案について（協議）

(2) 府立図書館に関するアンケート結果

京都府立図書館サービス計画を作成するに当たり、府立図書館に対する府民ニーズを把握し、府民の意見を踏まえた計画を作成するため、「京都府立図書館に関するアンケート」を実施しました。

来館者のみを対象とするアンケートではなく、現在の利用の有無に関わらず広く府民を対象とするアンケートを実施したのは、今回が初めてです。

1 調査方法

① 郵送による無記名アンケート方式

- ・ 調査対象 京都府在住の成人 4,000 名
- ・ 抽出方法 層化無作為抽出法
成人の人口比率と男女比率に応じて 4,000 名を全市区町村に
配分し、配分人数分を住民基本台帳から無作為抽出

② WEB による無記名アンケート方式

- ・ 調査対象 京都府立図書館ホームページ閲覧者

2 調査期間 平成 27 年 7 月 24 日～8 月 9 日

3 回収状況

- ① 郵送方式 有効回収数 1,814 (有効回収率 45.4%)
※調査の有効性 分析の対象として十分なサンプル (総数 1,800 件以上)
- ② WEB 方式 有効回収数 680

4 分析

<① 郵送方式>

◆ 主な属性

- 居住地：左京区・東山区 8% 京都市内合計 55%
- 図書館利用：府県立図書館を年数回以上利用するのは 7%
市町村立図書館でも年数回以上利用するのは 37%

◆ 役割分担 (問 8)

- 府立と市町村立との役割分担は 20%しか知らない
分担必要は 60%・不要は 7% (9:1 の比率)

役割分担を知っている人のうち 分担必要は 82%

役割分担を知らなかった人のうち 分担必要は 55%

この後の設問でも、内容を知っている人は必要と答える傾向が強い
レファレンス等のなじみのないサービスほど顕著

※役割分担関連設問 (問 15)

- 市町村では揃えにくい専門書・研究書などへの期待 55%
- 市町村でも揃えている文芸書・児童書などへの期待 28%

◆ 個人へのサービス (問 10～12)

- 遠隔地サービスは 44%が知らない
- 来館者サービスも貸出・複写のみ高い結果

◆ 期待する役割 (問 14)

- 市町村支援／子ども読書支援 への期待は大きい
- その後は 遠隔地サービス／文化創造／来館者サービス の順

- ◆ 今後強化すべき機能やサービス（問 15）
 - 専門書・研究書などの蔵書の充実
 - 遠方からでも利用しやすい制度の工夫
 - 市町村立図書館への取寄利用
 - 市町村・学校図書館への本の貸出
 - 障害者など誰もがサービスを利用しやすい環境
 - 館内環境の整備（回答者は左京・東山区民に偏る）

<② WEB 方式>

60 歳未満が 93%（問 1）

図書館を年数回以上利用～府県立 28%、市町村立 58%（問 5）

市町村との役割分担への期待が郵送方式より非常に高い

分担必要 73%（問 8）

専門書等への期待 75% 文芸書・児童書等への期待 23%（問 15）

制度等の認知度と必要性認識度が郵送方式より非常に高い（問 9～12）

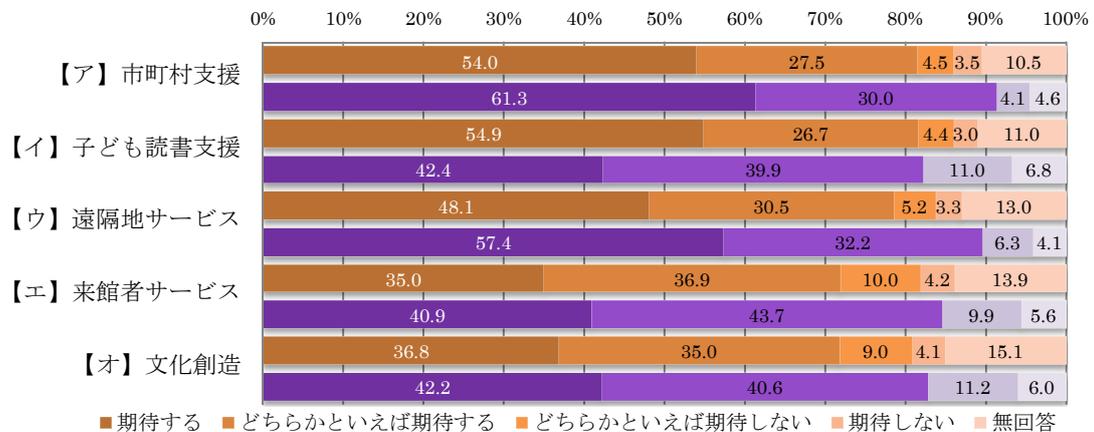
調査研究や仕事のため利用したいとの回答が郵送方式より非常に高い（問 13）

期待する役割は 市町村支援／遠隔地サービス（問 14）

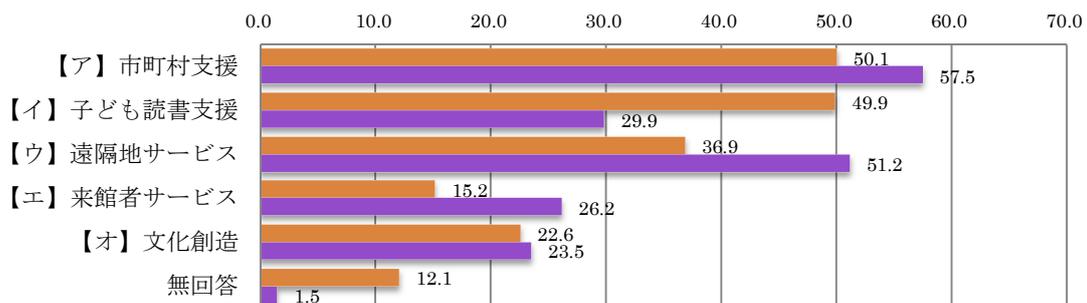
参考：グラフ抜粋

上段 ■：郵送方式 下段 ■：WEB方式

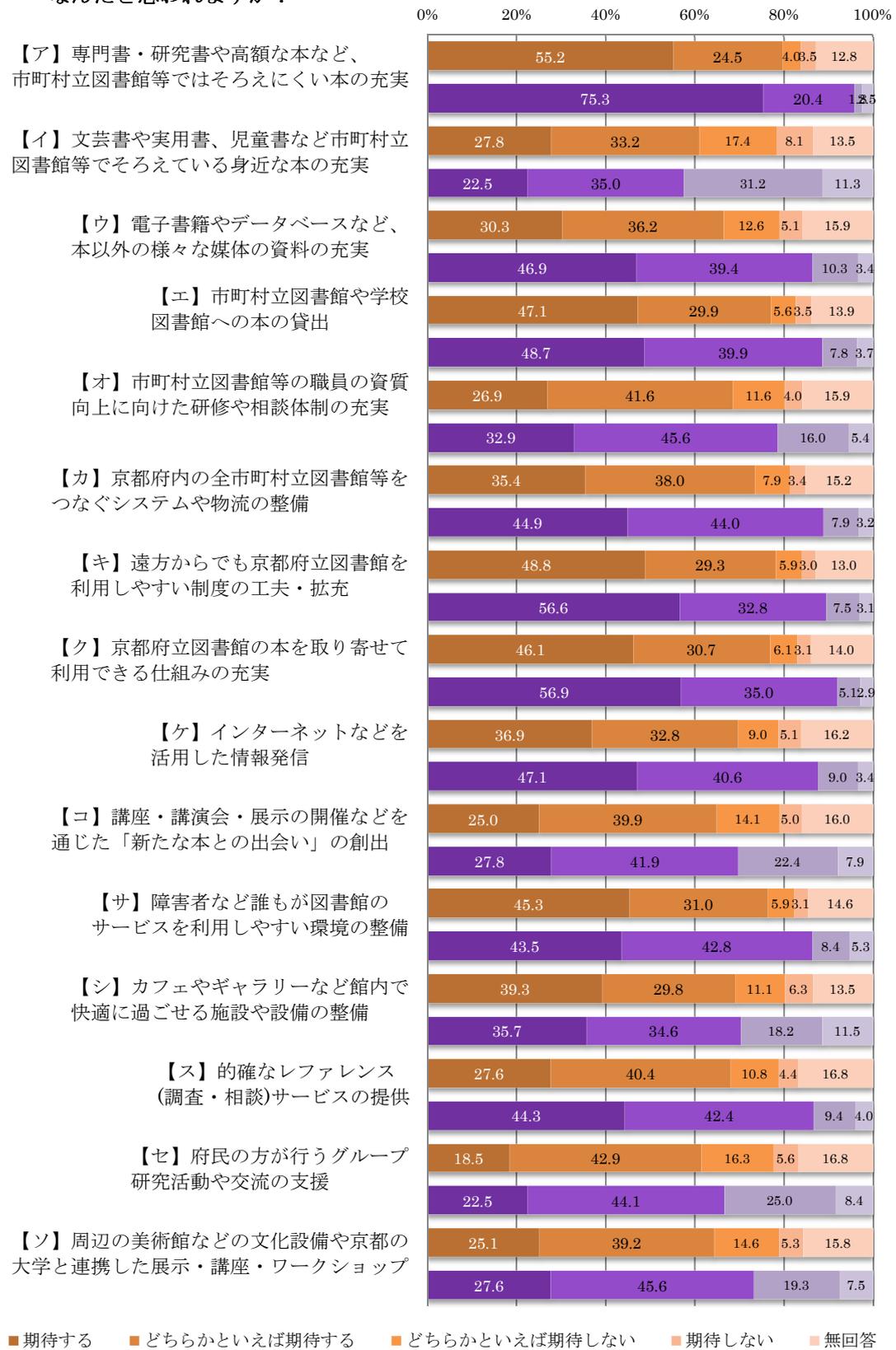
問14. 京都府立図書館にどのような役割を期待されますか？



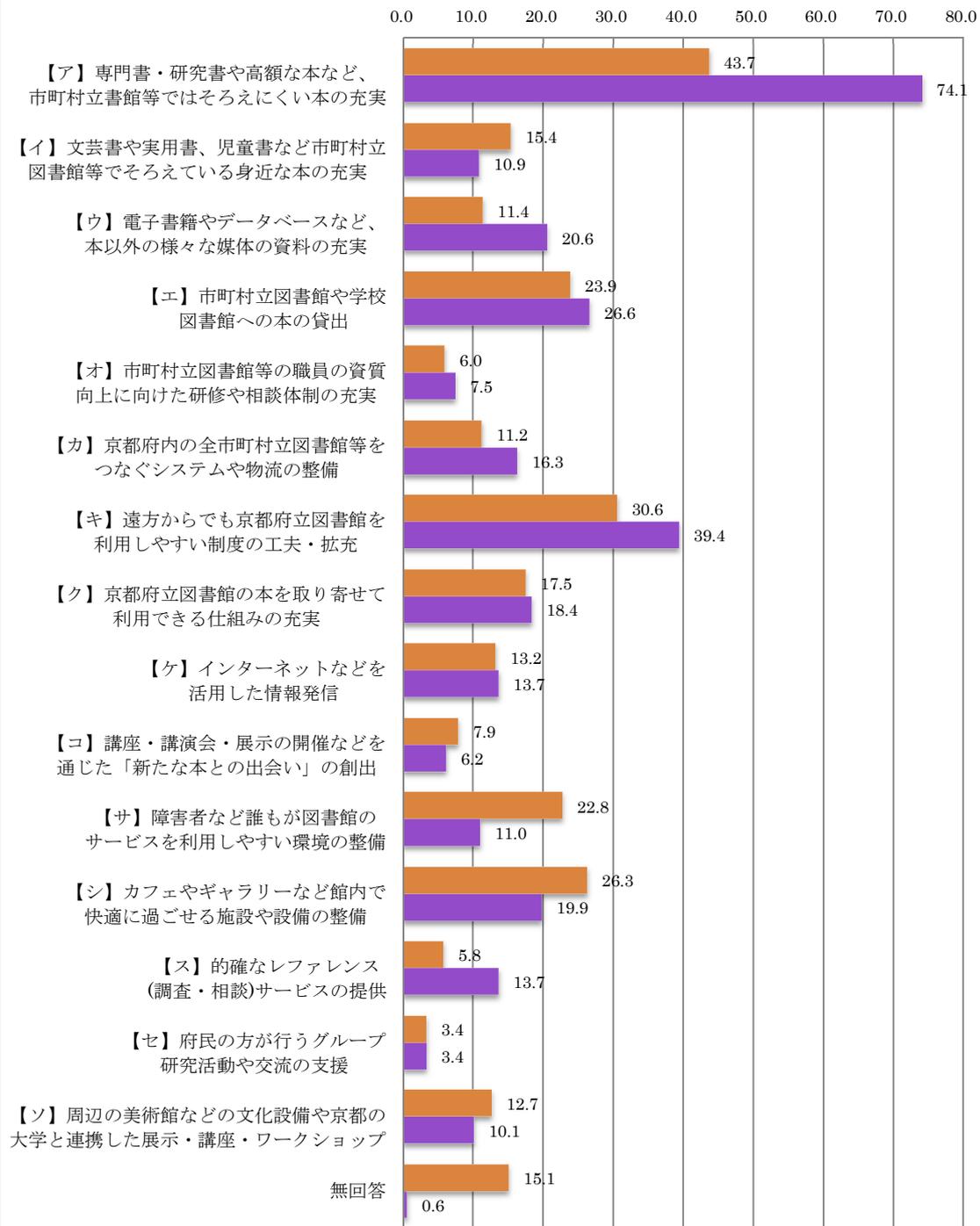
問14-2. 京都府立図書館に特に必要な役割はなんですか？（2つ選択）



問15. 京都府立図書館が今後強化すべき機能やサービスは
 なんだと思われますか？



問15-2. 京都府立図書館が今後特に強化すべき機能やサービスは
 なんだと思われますか？（3つ選択）



資料2 京都府立図書館資料収集方針

平成28年3月改正

京都府立図書館は、創設以来百年を超える収集資料を継承し、府内の中核的図書館として、現在及び将来の利用者のために、多様かつ的確な情報により資料を選定し、収集し、保存する。

1 基本的な考え

- (1) 府民の調査研究の拠点及び生涯学習を支援する図書館としてふさわしい資料を収集する。
- (2) 府内図書館ネットワークのセンターとして、市町村立図書館及び学校図書館振興のための資料を収集する。
- (3) 京都府立総合資料館をはじめとする文化施設との連携を考慮し、資料を収集する。
- (4) 多様な意見のある事柄については、幅広い観点から資料を収集する。

2 収集する資料

- (1) 収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、映像・音響・電子資料、障害者向け資料等とする。
- (2) 収集部数は原則として1部とする。
- (3) 収集した資料は、原則として永年保存とする。

3 収集方法

購入、寄贈等により収集する。

4 資料収集の協議

重要事項については、収集委員会により協議する。

5 資料選定の具体的基準

収集する資料の選定については、別に定める資料収集基準による。

京都府立図書館サービス計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

平成 28 年 3 月 31 日発行

京都府立図書館

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地

TEL (075) 762-4655 (代) FAX (075) 762-4653

URL <http://www.library.pref.kyoto.jp/>